

「地域を支える建設業」検討会議

第46回全体会議

長野県提出資料

県資料 1	令和4年度執行状況について	… 1
県資料 2	次期総合5か年計画の策定について	… 3
県資料 3	公共工事電子契約の導入について	… 19
県資料 4	資材価格高騰に係る建設工事の対応について	… 23
県資料 5	週休2日工事の実施状況について	… 25
県資料 6	単品スライドの対応について	… 27
県資料 7	交通誘導員の単価の考え方について	… 29
県資料 8	令和4年度ICT活用工事等への取組について	… 33
県資料 9	誰もが働きやすい現場環境整備への取組について	… 35
県資料 10	建設発生土の処理について	… 37
県資料 11	建設産業における担い手確保・育成と生産性の向上について	… 45
県資料 12	少雪時における道路除雪工の固定的経費について	… 53



令和 4 年度執行状況について

建設部 技術管理室

1 執行状況

○上半期執行方針

全体（令和 4 年度当初予算及び令和 3 年度予算繰越分の合計額）の概ね 6 割以上の契約を目標とし、早期発注に努める。

○6 月末時点の執行率（令和 4 年度当初予算及び令和 3 年度予算繰越分の合計額） 59.8%

2 令和 3 年度 1 月補正に係る契約等の状況

○執行方針

原則として令和 4 年 4 月末までに 6 割以上の箇所を公告するとともに、令和 4 年 6 月末までに、すべての箇所を公告することを目標とする。

○令和 4 年 6 月末の執行状況（実績）

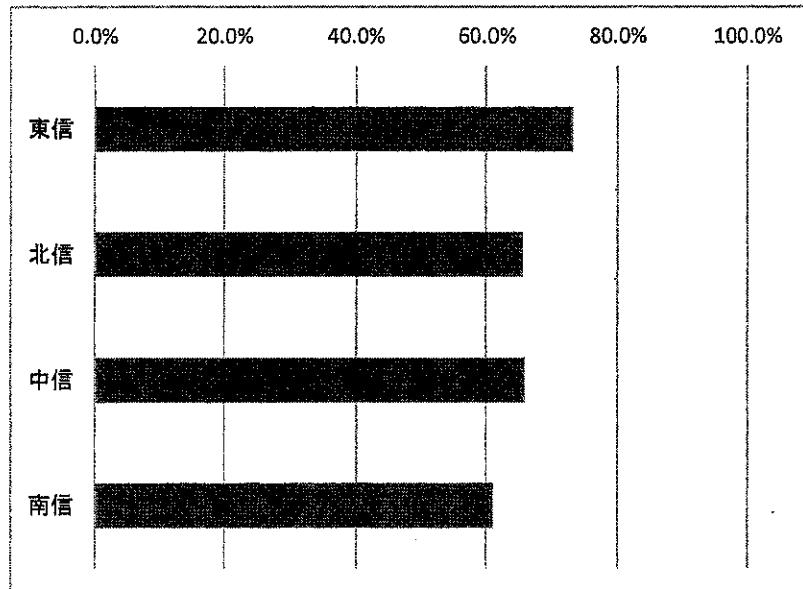
【公告】 (件)

	予定件数	公告件数	公告率
工事請負費	317	314	99.4%
その他	461	454	98.5%
合計	778	769	98.9%

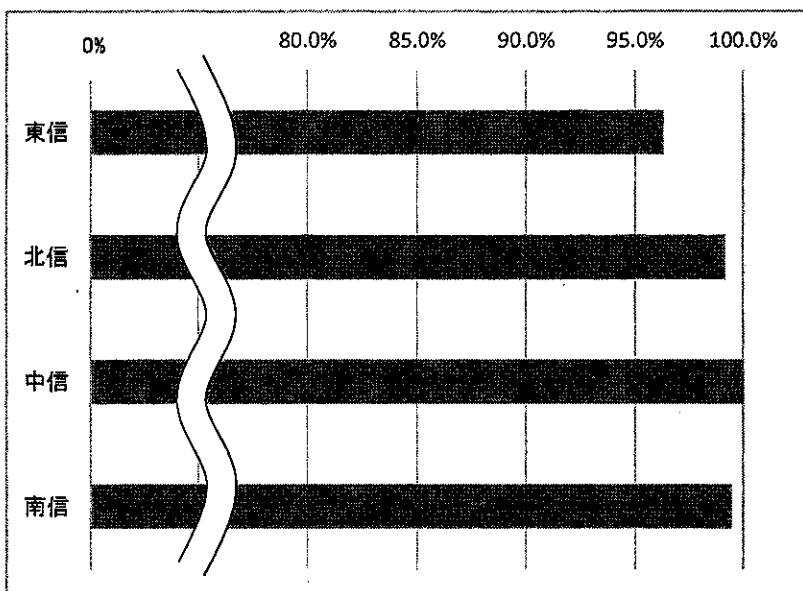
【契約】 (百万円)

	予定額	契約済額	執行率
工事請負費	22,501	15,908	70.7%
用地補償費	2,008	454	22.6%
その他	7,602	5,250	69.1%
合計	32,111	21,613	67.3%

令和4年度 執行状況（工事請負費：R4.6末）



令和3年度1月補正 公告状況（R4.6末）



次期総合5か年計画の構成イメージ(案)

県資料2-1

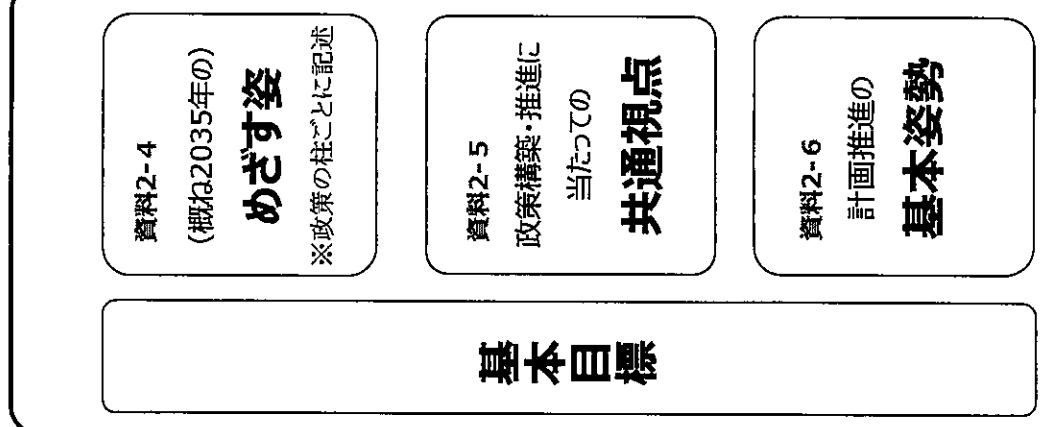
現状と課題

資料2-2
長野県を取り巻く状況

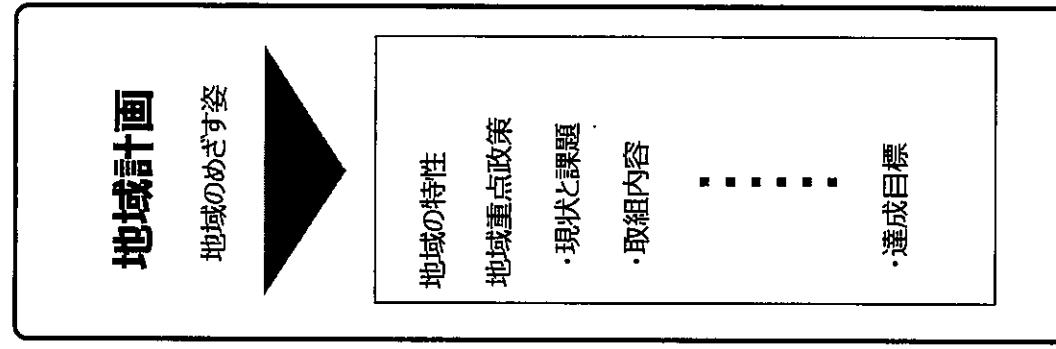
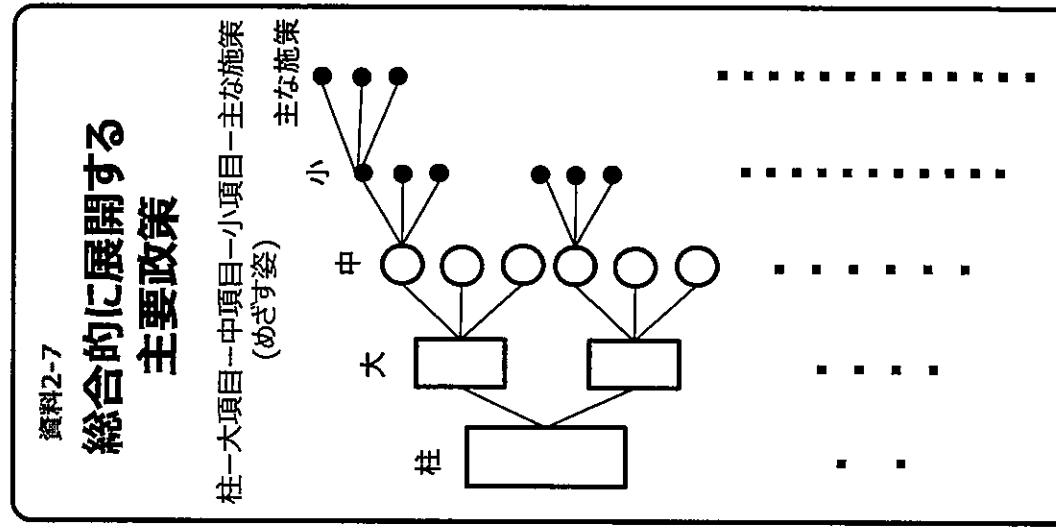
長野県の
これから
(人口推計・
年表)

資料2-3
長野県の
特性

プラン2.0
政策評価



重 点 プ ロ ジ ェ ク ト



長野県を取り巻く状況（案）

少子化と人口減少の急速な進行、地球規模の気候変動と共に伴う災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとした激変する国際情勢など、様々な危機が複合的に訪れており、変化が急激で先を見通すことが難しい「VUCAの時代」とも言われている。

一方、デジタル技術の活用による社会変革、SDGsなど持続可能な社会の実現を目指す機運の高まり、地方回帰の動きなど、未来に向けた前向きな変化もみられる。

新たな計画の策定に当たり、社会経済情勢の変化や新たな課題に的確に対応していくため、長野県を取り巻く状況について以下の8つの項目で整理した。

- 1 少子化と人口減少の急速な進行**
- 2 気候変動への対応や持続可能な社会の実現に向けた動き**
- 3 自然災害や感染症などの脅威**
- 4 激変する国際情勢**
- 5 社会におけるデジタル化の急速な進展**
- 6 社会に存在する様々な格差**
- 7 東京一極集中から地方分散への動き**
- 8 ライフスタイルや価値観の多様化**

1 少子化と人口減少の急速な進行

我が国の出生数は急速に減少しており、2015年に100.6万人であった年間出生数は、2021年には過去最少の81.2万人となっており少子化が深刻さを増している。

長野県の出生数は2007年以降減少が続き、2021年は12,512人と過去最少を更新しており、20年前と比較すると約4割減少するなど少子化に歯止めがかかっていない。総人口は2000年の221.5万人をピークに減少が続き、2021年には203.3万人となっている。

総人口が急速に減少する中、65歳以上人口の割合は2021年に32.6%となり高齢化が進んでいる。また、2025年には団塊の世代が全員75歳以上となることから、超高齢社会が一層進行する見込み。

人口減少の進行に伴い、医療・福祉、農林業をはじめ各産業分野における担い手不足、利用者の減少等による地域公共交通の維持困難、社会保障制度の持続可能性低下など様々な課題が深刻化している。地域社会の持続的な発展に向ける少子化に歯止めをかける取組とともに、人口減少下にあっても活力を維持・向上するための取組が必要。

2 気候変動への対応や持続可能な社会の実現に向けた動き

世界各地での豪雨や猛暑など、地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響を背景に、世界各国で2050年までの温室効果ガス実質ゼロを目指す動きが加速。

長野県では都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050年のゼロカーボンを決意。国も2050年カーボンニュートラルを宣言、経済・社会、産業構造をクリーン

エネルギーを中心に移行させるグリーントランスフォーメーション(GX)を推進するなど、国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組んでいく方針を示している。

また、2015年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す国際目標として世界各国で達成に向けた行動が進んでいる。~~持続可能な社会の実現に向けて、県民・企業・行政などあらゆる主体とのパートナーシップで取組を進めることが必須。~~

3 自然災害や感染症などの脅威

令和元年東日本台風をはじめ激甚化・頻発化する豪雨灾害、今後発生が予測される南海トラフ等の巨大地震など、大規模災害の脅威がこれまで以上に高まっている。加えて、高度経済成長期に数多く整備された公共インフラの急速な老朽化が見込まれ、維持管理の更新が大きな課題となっている。今後の災害に備え、ハード・ソフト両面から対策の強化が必要。

2019年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界的な大流行となり、感染者の増加による医療提供体制のひっ迫に加え、人やモノの移動制限等により社会経済活動に甚大な影響をもたらした。今後起こりうる新興感染症のまん延に備え、これまでの教訓を生かし必要な対応を機動的に講じられる体制整備が必要。

4 激変する国際情勢

グローバル化やデジタル技術の進展に伴いサプライチェーンが発達し、世界経済は相互依存関係を深めながら発展を続けてきた。一方、近年ではグローバル化に逆行する動きとして、米国や欧州など世界各国における保護主義的な動きの強まりがみられている。こうした中で新型コロナウイルス感染症は、外国人観光客の激減といった需要の消失に加え、サプライチェーンの寸断など新たなリスクを顕在化させた。

加えて2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、国際情勢の緊張が一層高まるとともに、エネルギーや食料などの輸入資源価格が急激に高騰しており、重要物資の安定供給における脅威となっている。

こうした変化に対応するため、国における外交・安全保障や経済安全保障の強化に合わせて、生産の国内回帰や調達先の分散といったサプライチェーンの強靭化や食料の安定確保に加え、今後回復が期待される訪日外国人観光客の取り込みなどを進めていくことが必要。

5 社会におけるデジタル化の急速な進展

近年、5G、IoT、AIをはじめとするデジタル技術が急速に発展しており、国ではこうした技術の社会実装を進め、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である「Society 5.0」を実現していくこととしている。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応において、行政、民間におけるデジタル化の遅れやデータ連携・利活用環境の整備不足など日本のデジタル化をめぐる様々な課題が浮き彫りになった。こうした課題の解決のため、国ではデジタル社会の実現に関する司令塔

としてデジタル庁を創設、またデジタル田園都市国家構想を掲げ地方のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する方針を示している。

中山間地域が多い長野県にとって、デジタル技術は暮らしの利便性向上や中小企業の生産性向上などの地域の課題解決に有効なツールであり、国の動きにも呼応しDXを推進するとともに、先端技術の活用にも積極的に挑戦し、地域の魅力向上にもつなげていくことが必要。

6 社会に存在する様々な格差

様々な分野における規制改革により経済の活性化が図られてきた一方で、正規雇用・非正規雇用間、男女間における所得格差や雇用格差、貧困による子どもの教育格差や学力格差など、社会の様々な場面で格差がみられている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、支援を必要とする生活困窮者が増加したほか、女性の家事・育児負担の増加など、社会的に弱い立場にある方により大きな影響をもたらしている。また、感染者や医療従事者等への偏見や差別の発生や、感染対策のための対面の制限等による人とのつながりの希薄化や孤独・孤立の深刻化といった新たな課題も顕在化している。

格差の拡大・固定化、連鎖を防ぐとともに、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰にとっても居場所と出番がある公正な社会づくりを進めていくことが必要。

7 東京一極集中から地方分散への動き

東京圏への転入超過の傾向は継続しており、東京一極集中のは正には至っていないものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークが急速に普及したことや大都市への過度な集中のリスクが再認識されたことから、地方で暮らすことへの関心の高まりや、首都圏企業の地方移転の動きがみられるようになっている。

長野県の人口移動をみると、2001年以降、転出超過が続いているが、地方回帰の流れを背景に2020年から転出超過の幅が縮小している。一方、依然として20代前半を中心とした若者の転出超過が大きく、特に同年代の女性の転出超過が目立っている。

移住や二拠点居住の推進、企業の県内立地の促進などにより、地方回帰の流れを確かなものにしていくことが必要。

8 ライフスタイルや価値観の多様化

近年、テレワークや副業・兼業といった柔軟な働き方、二地域居住への関心の高まりなど、人々のライフスタイルは一層多様化。

また、物質的な豊かさが一定程度達成される中で、生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向が高まっており、しあわせや豊かさに関する価値観も多様化している。

人生100年時代を本格的に迎える中、変化の激しい時代に柔軟に対応していくためには、いつでも学び直すことができ、転職や起業、新しい分野への挑戦を選択できる社会が求められている。ライフステージや自らの価値観に応じた多様な働き方や暮らし方を選択できることや、挑戦や失敗（トライアンドエラー）を許容し、多様性を認め合う社会づくりが必要。

長野県の特性（案）

1 変化に富んだ豊かな自然環境

- ・ 県土の8割を森林が占め、清浄な水や空気に恵まれているとともに、南北に長く、急峻な地形で、山々に囲まれ標高差が大きいため、気候や自然環境、生態系が多様性に富んでいる。
- ・ 日本海に注ぐ信濃川（千曲川・犀川）、太平洋に注ぐ天竜川や木曽川などの多くの川が縦横に流れ、豊かな水源をたたえている。
- ・ 晴天率が高いことや、水量が豊富で傾斜地が多いこと、森林資源が豊富なことから、太陽光や水力、木質バイオマスといった再生可能エネルギーのポテンシャルに恵まれている。
- ・ 一方で、急峻な地形、脆弱な地質に加え、活断層、火山など自然災害のリスクが常に存在している。

2 大都市圏からのアクセスの良さ

- ・ 県内の多くの地域が、首都圏と中京圏の両方から200km圏内と、比較的近い距離に位置する。
- ・ 高速道路や新幹線、信州まつもと空港など広域交通網の整備により、東日本と西日本、太平洋側と日本海側をつなぐ結節点として重要な役割を担っている。
- ・ 今後も、中部横断自動車道などの高規格道路の整備や、北陸新幹線の延伸、リニア中央新幹線の開業など、更なる交通ネットワークの構築が進む。
- ・ 移住したい都道府県ランキングで16年連続1位となるなど、移住先として高い評価を受けている。
- ・ 一方で、大都市圏が近いことで、若者や女性の流出が多い。

3 多様な文化と豊かな交流

- ・ 山々に囲まれた広大な県土の中に、盆地や谷ごと、都市部と山間部が近接して地域が形成されており、それぞれに独自の文化が育まれている。また、古くは黒曜石の交易、塩の道や中山道の往来など東西南北の交流の結節点として、様々な交流が育まれてきた。
- ・ 先人が守り伝えてきた山岳景観などの自然資源や、祭り、伝統芸能、歴史的建造物などの歴史・文化資源が豊富にあり、県内外から多くの人をひきつけていている。
- ・ 1998年に長野市を中心に開催された長野オリンピック・パラリンピックは、本県の知名度向上やスポーツへの関心の高まりに加え、ボランティア精神の高揚や国際交流の発展をもたらした。国際的に高い評価を得た一校一国運動は、その後のオリンピック・パラリンピックに承継され、平和や異文化理解の重要性を世界に伝えるレガシーとなっている。

4 全国トップレベルの健康長寿

- ・ 農村医療の取組や、地域の健康ボランティア（保健補導員、食生活改善推進員等）が連携した健康づくり、専門職による地域の保健活動により、健康に対する高い意識が浸透している。
- ・ 平均寿命、健康寿命ともに全国トップレベルの健康長寿県である。
- ・ 元気な高齢者が多く、高齢者の就業率が全国1位となっている。

5 自主自立の県民性

- ・ 江戸時代に庶民教育を担った寺小屋における学び、明治維新後に住民の寄附により建築された学校における学び、戦前には日本一の数を誇った私立図書館における学びのほか、戦後の公民館活動や各地の夏期大学の学びなど、教育を大切にする風土と県民性が引き継がれてきた。
- ・ 公民館や青少年育成組織が主体となった体験活動などに多くの子どもたちが参加し、地域の子どもを地域で育てる気風がある。
- ・ 博物館・美術館数や公民館数が全国一多く、人口当たりの図書館数も全国有数であるなど、すべての世代が学べる環境が整っている。

6 地域で育まれてきた特色ある産業

- ・ 製造業では、明治・大正期に日本一の生産量を誇った製糸業から、昭和期の精密機械工業、現在の加工組立型産業へと構造転換を進め、高機能部品・高付加価値製品の生産に強みを持つ企業が集積している。
- ・ 農業では、標高差、気温差を活かしたレタスやはくさいなどの野菜栽培や、技術開発や品種改良を進めたりんごやぶどうなどの果樹栽培など、全国有数の園芸作物の産地となっている。
- ・ 林業では、日本三大美林の一つとして知られる木曽ヒノキが大阪城、伏見城などの築城や、造船、土木用材などに重宝されてきた。太平洋戦争後の乱伐で一時は森林の荒廃が進んだが、先人のたゆまぬ努力により造林が進められ、現在ではカラマツ・スギ・ヒノキ・アカマツなど多様な樹種からなる全国第3位の森林面積を有する。再生可能エネルギーである薪や強度・品質で高い評価を受けるカラマツの生産量は全国トップクラスとなっている。

(概ね 2035 年の) めざす姿 (案)

基本目標「〇〇〇」の実現に向けて、長野県を取り巻く状況等から見えてくる課題を踏まえるとともに、概ね 2035 年を展望し、長野県がめざす姿を次のとおりとします。

※主要政策の柱（案）を以下の 5 本とし、それぞれの柱について、めざす姿を具体的に記載すべく検討中（各柱に含まれる中項目のめざす姿は資料 2-7 を参照）

- 1 持続可能で安定した「確かな暮らし」を守る
- 2 創造的で持続可能な産業をつくる
- 3 快適でゆとりのある暮らしを創造する
- 4 多様性が尊重される温かく公正な社会をつくる
- 5 誰もが主体的に学び続けられる環境をつくる

政策構築・推進に当たっての共通視点（案）

社会・経済情勢が急激に変化し、先を見通すことが難しい時代にあって、起こりうる危機や顕在化する様々な課題に的確に対応し、県民の皆様の確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を実現するため、次の8つの視点を持って政策を構築、推進します。

1 少子化と人口減少に立ち向かう

急速に進行する少子化に歯止めをかけるとともに、人口減少・超高齢社会に適応した持続可能で活力あふれる社会を実現するため、実効性ある施策を強力に進める。とりわけ、これらの実現のためには若者や女性から選ばれるという視点が重要であるという意識を強く持つ。

2 デジタル技術を徹底活用する

どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するため、デジタル技術及びデータをあらゆる分野で徹底活用するとともに、先端技術の早期導入にもチャレンジする。

3 環境制約をチャンスにする

気候変動対策は、社会や経済の制約ではなく、持続可能な社会の実現に向けた行動変容を促し、企業にとっても成長につなげるチャンスであるという発想を持つ。

4 社会的共通資本を維持・発展させる

自然資本（森林、水大気、土壤等）、社会的インフラストラクチャー（道路、上・下水道、公共交通等）、制度資本（教育、医療等）から成る社会的共通資本について、地域の暮らしの基盤を支える活動を行う関係者とともに維持・発展させる。その際、とりわけ、~~中間~~
~~地域の社会的共通資本を支える関係者である農林業者、建設業者等を支えていく~~といひ視点に留意する。

5 誰にでも居場所と出番がある社会を創る

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが等しくその存在と役割を認められ、自らの可能性に何度も挑戦でき、自分らしく生きられる社会を実現するため、公正や多様性・包摂性をあらゆる政策の前提として取り組む。

6 災害や新型コロナウイルス感染症の経験を生かす

~~令和元年東日本台風災害などの災害や新型コロナウイルス感染症の経験を生かし、今後起りうる新たな危機管理事象への予防と備えを徹底する~~とともに、デジタル化の遅れなど、新たに顕在化した様々な社会的課題の解決に取り組む。

7 世界とのつながりを常に意識する

世界とのつながりを常に意識し、コロナ後を見据えてグローバル需要を取り込むとともに、異常気象や新興感染症、国際紛争などのグローバルリスクに起因する様々な問題（サプライチェーン、食料・エネルギー等）に備える。

8 信州の強み・地域の個性を生かす

豊かな自然環境や特色ある歴史・伝統文化、全国トップレベルの健康長寿など、信州の強みや地域の個性を生かす。

計画推進の基本姿勢（案）

県づくりの方向性を県民の皆様と共有し、様々な人や組織とのパートナーシップの下で目標の達成に取り組む、共創型の計画とするため、次の6つを基本姿勢として取組を推進します。

1 県民とのパートナーシップによる行政運営を推進する

(1) 県民起点の意識づけを徹底する

現状の法令やルール、仕来りを起点に考えるのではなく、社会の環境変化、人々の意識の変化を敏感にとらえ、「県民から何を望まれているか」を起点として考える意識改革を進めます。

(2) 主体性とホスピタリティを持ち、スピードーに行動する

県民からより信頼された県行政となるよう、一人ひとりの県職員が主体性とホスピタリティを持ち、スピードーに行動します。

(3) 県民参加による対話型の行政運営を推進する

県の取組を分かりやすくタイムリーに発信し、県政への県民の理解を進めるため、職員一人ひとりの「発信力」を磨き、組織として統一感のある広報活動を進めます。

また、県政への県民参加を進めるためには、幅広く県民の意見をお聴きすることが大切なことから、広聴の機会を充実します。

(4) 多様なステークホルダーとの共創を推進する

不確実性が高い時代において、県民満足度の高い行政サービスを提供し、地域の課題を解決するため、多様なステークホルダーとのあらゆる分野での共創を推進します。

2 市町村等との連携を推進する

市町村との協力・信頼関係の維持・向上を図り、様々な分野で丁寧な意見交換や調整等を行いながら政策を進めるとともに、広域的な課題解決に向けた他都道府県との連携を強化します。

3 地方分権の推進に取り組む

全国知事会を活用するなどして自治立法権の強化や地方財政の自主性向上など地方分権の一層の推進に力を入れて取り組みます。

また、市町村との協議の上で、市町村への更なる権限移譲、県による市町村業務の補完・支援などを進め、県・市町村間の役割分担と協力・連携のあり方を住民起点で改善します。

総合的に展開する主要政策（案）

県資料2-7

柱 (9)	大項目 (17)	中項目（主要政策） (33)	めざす姿 (33)	小項目（主な施策の見出し） (89)
1 持続可能で安定した「確かな暮らし」を守る	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1; vertical-align: top;"> <p>1-1 地球環境を保全する</p> <p>1-2 県土強靭化の推進など災害に強い県づくりを進めよう</p> <p>1-3 交通や水道など社会的なインフラの維持・発展を図る</p> <p>1-4 健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る</p> <p>1-5 県民生活の安全を確保する</p> </div> <div style="flex: 1; vertical-align: top;"> <p>(1) 持続可能な脱炭素社会をつくる</p> <p>(2) 人と自然との共生社会を実現する</p> <p>(3) 良好的な生活環境の保全を推進する</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1; vertical-align: top;"> <p>・2050ゼロカーボン実現に向けて、徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大の取組により、温室効果ガス排出量の削減が着実に進んでいる。</p> <p>・自然環境の保全と適切な利用により、美しく豊かな自然と多様な生態系が維持されている。</p> <p>・清らかで豊かな水環境と清浄な大気環境が保たれ、良好な生活環境が維持されている。</p> <p>・過去の災害の教訓を踏まえたインフラ整備の推進や地域防災力の強化により、頻発化・激甚化する自然災害から、県民の生命と財産が守られている。</p> <p>・施設の統廃合や共有、管理の共同化などにより、持続可能なインフラ管理体制が構築され、人口減少下においても県民の安心・安全な生活が維持されている。</p> <p>・自家用車に頼らなくても自由に移動できる環境が整備され、誰もが安心して通院・通学・通勤・買い物などの日常生活を送っている。</p> <p>・県民一人ひとりが健康を意識した生活を送り、生涯にわたり元気に自立して暮らしている。</p> <p>・超高齢化や新興感染症の蔓延などの社会の変化に対応できる地域医療や介護の体制が構築され、県民がどこに住んでいても安心して医療・介護サービスを受けることができる。</p> <p>・社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化する犯罪や、交通事故、食品・医薬品等の安全など、日々の生活に影響を及ぼす様々なリスクが最小化され、県民の安全・安心な生活が維持されている。</p> </div> <div style="flex: 1; vertical-align: top;"> <p>①省エネルギーを推進する</p> <p>②再生可能エネルギーの普及を拡大する</p> <p>③総合的な地球温暖化対策を推進する</p> <p>①生物多様性・自然環境の保全を推進する</p> <p>①水環境の保全を推進する</p> <p>②大気環境の保全を推進する</p> <p>③廃棄物の適正処理等を推進する</p> <p>①災害に強いインフラ等の整備を推進する</p> <p>②流域治水を推進する</p> <p>③逃げ遅れゼロに向けた避難対策を推進する</p> <p>④危機管理防災体制を強化する</p> <p>⑤地域防災力を強化する</p> <p>⑥消防体制を充実・強化する</p> <p>①インフラの長寿命化と生活インフラの経営基盤を強化する</p> <p>②インフラの有効活用や民間との協働を推進する</p> <p>①持続可能で最適な交通ネットワークを構築する</p> <p>②MaaS等の新たなモビリティサービスの基盤づくりを推進する</p> <p>①ライフステージに応じた健康づくりを推進する</p> <p>②疾病予防を推進する</p> <p>①医療提供体制を充実する</p> <p>②地域包括ケア体制を確立する</p> <p>③医療・福祉人材を確保する</p> <p>①消費生活の安定・向上を図る</p> <p>②食品・医薬品等の安全対策を推進する</p> <p>③山岳遭難対策を推進する</p> <p>④安全・安心な社会づくりを推進する</p> <p>⑤交通安全対策を推進する</p> <p>⑥自殺対策を推進する</p> </div> </div>		

柱 (5)	大項目 (17)	中項目 (主要政策) (33)	めざす姿 (36)	小項目 (主な施策の見出し) (89)
2 創造的で持続可能な産業をつくる	2-1 産業の生産性と県民所得の向上を図る	(1) 成長産業の創出・振興を図る	<p>・健康・医療・介護、次世代交通、環境・エネルギー、IT、食品分野などの成長期待分野の先見的な研究開発、新規参入やイノベーションの創出が県内で活発に行われ、社会課題を解決するとともに、新時代の競争力の源泉となっている。</p>	① 成長産業・次世代産業の新規参入・事業拡大・集積を促進する ② 創業・スタートアップの増加・育成を推進する ③ 持続可能な経営力、競争力を強化する ④ 中小企業の成長の方向性に合わせた経営を支援する ⑤ 産業としての農林業を振興する 国内外で販路拡大を支援し、稼ぐ力を高める ① (インバウンドの推進を含む ※再掲[3-1(6)③]) ② 信州ブランドを発信し、ブランド力を強化する ③ クリエイティブ人材の育成強化・確保定着を図る ④ 公正な待遇の確保を促進する (+所得向上)
	2-2 人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する	(1) 循環経済への転換に挑戦する	<p>・県民の考え方や行動が大量生産・大量消費から循環利用に転換し、生産・流通・使用・再資源化・廃棄といったライフサイクル全体で資源循環の高度化が進んでいる。</p>	① 環境等に配慮した製品を開発・提供する ② 環境等に配慮した製品・サービスを利用する ③ 廃棄物を削減、再資源化する ④ 地域内消費を拡大する ⑤ 地消地産を推進する
	2-3 地域に根差した産業を活性化させる	(1) 生活必需産業の担い手確保を推進する	<p>・農業、林業、建設業など、人々の暮らしにかかわる産業の担い手が安定的に確保、育成されている。</p>	① 地域産業の担い手確保と育成を推進する ② デジタル技術等の導入による省力化・自動化を推進する ③ 地域に根差した産業を振興する ④ デジタル技術等の導入による省力化・自動化を推進する ※再掲[2-3(1)②]
		(2) 地域に根差した産業の活力を高める	<p>・サービス産業や加工食品産業、伝統的工芸品産業など、地域に根差した産業が活力を維持し、発展している。</p>	

柱 (5)	大項目 (17)	中項目（主要政策） (33)	めざす姿 (33)	小項目（主な施策の見出し） (89)
3 快適でゆとりのある暮らしを創造する	3-1 住む人も訪れる人も快適な空間をつくる	(1) 地域の特徴を生かし、自然の恵みを生かした地域を示す (2) デジタルの力を活用して便利で快適な暮らしを実現する (3) 持続可能な地域づくりを推進する (4) 本州中央部広域交流圏を形成する (5) 移住・交流・多様なかかわりを展開する (6) 暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地域づくりを推進する	<p>・森ある暮らし、農ある暮らし、都市緑化などにより、県民が快適で潤いのある暮らしを送っている。</p> <p>・県民生活や行政サービスなど、様々な分野で利用者目線でのデジタル化が進み、どこでも誰もが便利で快適に暮らすことができる。 ・デジタルの力により、様々な地域課題が解決されている。</p> <p>・地域の関係者が課題解決に自主的・主体的に取り組み、住民が真にゆたかな暮らしを実現し、地域が持続的に発展している。</p> <p>高速交通網等が整備され、地域間交流や観光の促進、県内産業のさらなる発展につながっている。</p> <p>・長野県の魅力（自然、歴史・文化、公正な社会、ゆたかな暮らし等）が多くの人をひきつけ、県外・海外からの移住・交流や県内地域との多様なかかわりが活発に行われている。</p> <p>・観光交流により地域活性化や地域課題の解決が図られ、暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる。</p>	①自然とのふれあいを促進する ②暮らしの場としての農山村を支援する ③森林の多面的な利活用を推進する ④快適で魅力あるまちづくりを推進する ⑤暮らしにまつわるDXを推進する ⑥データ利活用等を推進する ⑦先端技術等の早期導入へチャレンジする ⑧自主的・主体的な地域づくりを支援する ⑨新時代に適合した県と市町村の関係を構築する ⑩高規格道路等の道路ネットワークの整備を推進する ⑪信州まつもと空港の利便性向上と更なる活性化を推進する ⑫リニアを活かした地域づくりを推進する ⑬人や企業の呼び込みを推進する ⑭つながり人口を創出・拡大する ⑮世界と積極的につながり、交流を推進する ⑯観光地域づくりを推進する ⑰「長野県観光」のプロモーションを展開する ⑱インバウンドを推進する
3-2 文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する		(1) 文化芸術を振興し、文化芸術の力により新たな価値を創造する (2) 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機とし、スポーツ振興を推進する	<p>・県民が生活の様々な場面で文化芸術に親しみ、心豊かに暮らしている。</p> <p>・第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会を開催に、多くの県民がスポーツに親しむとともに、スポーツが地域づくり、社会の活性化に寄与している。</p>	①文化芸術活動の創造力・発信力を向上させる ②文化芸術の力を様々な領域へ拡大させる ③地域の歴史・文化・芸術に興味関心をもつタッチポイントを充実する ④「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた準備を実施する ⑤誰もがスポーツに参画し、楽しさを体感できる機会を充実させる ⑥スポーツの持つ力を多面的に活用する

柱 (5)	大項目 (17)	中項目（主要政策） (33)	めざす姿 (38)	小項目（主な施策の見出し） (89)
4 多様性が尊重される温かく公正な社会をつくる	4-1 子どもや若者の幸福追求を最大限支援する	(1) 若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (2) 一人の子どもも置き去りにされず、成長のための社会環境を整備する	<p>・すべての若者に、結婚・出産・子育ての希望を実現するために必要なチャンスとアクセスが保証されている。</p> <p>・出生数の減少に歯止めがかかり、子どもと子育て家庭が安心して生活できている。</p> <p>・子どもや若者が置かれた環境で自らの希望をあきらめることなく、いつでもチャレンジすることができる。</p>	① 結婚を応援する ② 妊娠・出産の安心を向上させる ③ 子育てを応援する ④ 困難を抱える子ども・若者や家庭を支援する ⑤ 学校と福祉分野との連携を強化する
	4-2 年齢、性別、国籍、障がいの有無等が障壁とならない公正な社会をつくる	(1)	<p>・誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、あらゆる社会活動に参加する機会が確保されている。</p> <p>・年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮している。</p>	① 人権・多様性が尊重される社会をつくる ② 障がい者共生社会を実現する ③ 生活困窮者等の援護を要する人々を支援する
	4-3 働き方改革の推進と就労支援の強化を図る	(1)	<p>・必要な知識やスキルをいつでも学べることや、ライフスタイルに合った働き方を選べることにより、女性や障がい者、高齢者など、誰もが仕事を・家庭・地域活動などを自らの希望に沿った形で行っている。</p> <p>・雇用形態等による待遇格差が解消され、多様な人材の活躍と安定した就業が実現している。</p>	① 多様な働き方の導入と公正な待遇の確保を促進する ② 多様な人材の労働参加を支援する
	4-4 高齢者の活躍を支援する	(1)	<p>・シニア世代が培ってきた豊富な知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会の一員として活躍している。</p>	① シニア世代の社会参加を促進する

柱 (5)	大項目 (17)	中項目(主要政策) (38)	めざす姿 (33)	小項目(主な施策の見出し) (20)
5 誰もが主体的に学び続けられる環境をつくる	5-1	一人ひとりが自分にとっての幸福を実現できる学びを進める	(1)	<p>・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の循環により、すべての児童生徒、教職員にとって居心地のよい意欲に満ちた学校の中で、自ら問い合わせ立て、課題解決に主体的に立ち向かえる力が育まれている。</p>
	5-2	一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	(1)	<p>・多様な学びの機会が確保され、すべての子どもたちが互いを認め合い、持てる力を最大限発揮している。</p>
	5-3	生涯にわたり学び合える地域の拠点をつくる	(1)	<p>・学校、地域、企業、大学など、地域に関わる人々が対話し、学び合い、共に地域づくりを推進している。 ・子どもから大人まで、すべての県民がいつでもどこでもだれとでも学べる環境が整っている。</p>



公共工事

電子契約の導入について

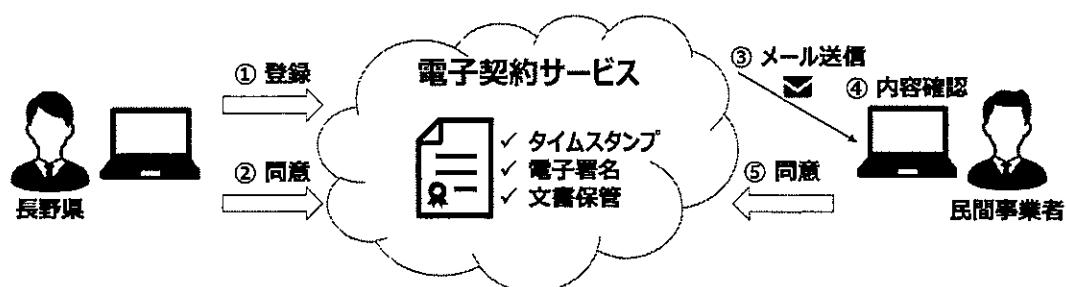
2022/9/7

長野県建設部 技術管理室

電子契約の概要

令和4年から、公共工事等の契約で電子契約を選択可能に

- 電子契約とは、「従来の紙と印鑑の契約業務を電子化すること」です。
- 契約合意までは現在と同じフローで行い、「契約書の取り交わし」をオンラインで行います。
- 県が契約書データを登録・同意すると民間事業者様に電子メールが送信されます。
- 電子メールに記載されたリンクをクリックし、オンラインで内容を確認・同意すると契約を締結できます。
- 電子契約サービスのアカウント登録は不要です。
- 入札時に提出いただく書類（新設）で電子契約用メールアドレスの真正性を確認します。



導入の背景 -なぜ今「電子契約」なのか-



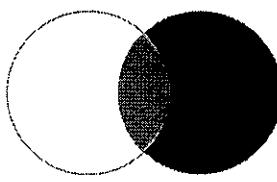
法律や制度の整備により、
自治体も電子署名を用いた契約締結が可能になりました

地方自治法 施行規則の改正



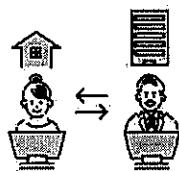
- ・地方自治法施行規則が2021年1月29日付で改正・施行
- ・自治体との契約締結で電子署名を用いる際の規制が大きく緩和
- ・電子証明書の限定が外れ、事業者署名型の電子署名も利用可能に

グレーゾーン 解消制度



- ・産業競争力強化法に基づき、事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度
- ・デジタル庁が、照会のあった様々な電子契約サービスについて、電子署名法第2条第1項への該当性を回答

コロナ影響で 需要が加速



- ・東京商工会議所の調査では、中小企業の電子契約の利用は2020年の41.5%から2021年の67.2%へ大きく拡大
- ・政府によるデジタル化推進やコロナ禍によりワークスタイルのデジタル化が進む。

3

導入効果



業務効率化やコスト削減を図ることができます

- 紙の契約書で発生していた印刷、製本、収入印紙、郵送等のコストが削減できます。
- 県が締結する公共工事関係の契約では、年間約4,000万円の収入印紙代がかかっていますが、電子契約では収入印紙が不要ですので、0になります。
- 押印や発送作業が不要になりますので、契約事務の効率化や締結スピードアップにつながります。
- 契約書には電子署名・タイムスタンプが付与されますので、証跡が確実です。

紙の場合

契約合意
相手方通知

印刷・製本
押印
郵送

保管
スキャン

電子の場合

契約合意
契約書登録

印刷・製本
押印
郵送

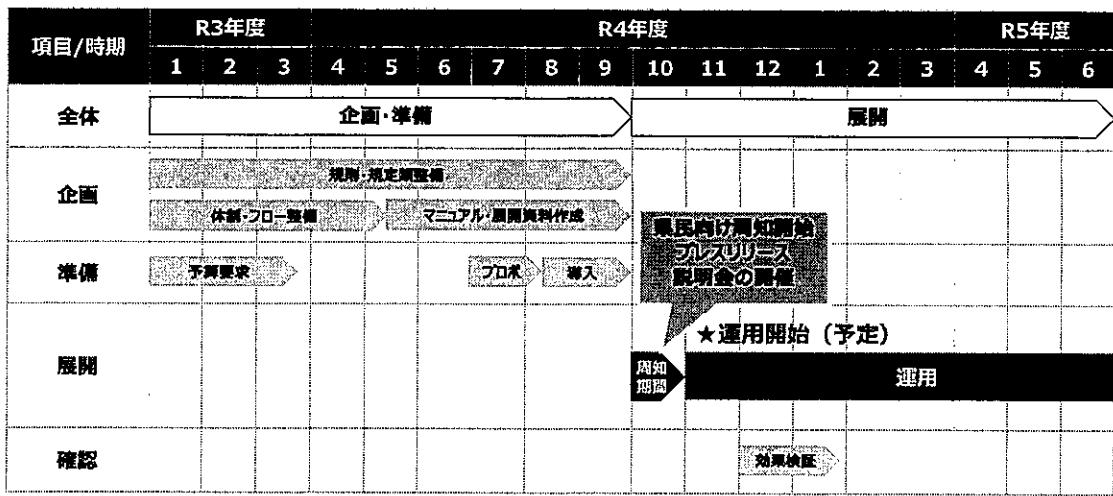
保管
ダウンロード

4

スケジュール



- 運用開始は令和4年11月頃を予定しています。
- 開始にあたり、操作方法等についての説明会をオンライン等で実施する予定です。



5

県資料 4

資材価格高騰に係る建設工事の対応について

技術管理室

ウクライナをめぐる世界情勢等の影響により、油脂類などの主要資材価格が高騰。建設工事への影響を回避するため、公共工事の資材単価の迅速な改定を行うとともに、単価の改定に向けた体制強化を継続していく。

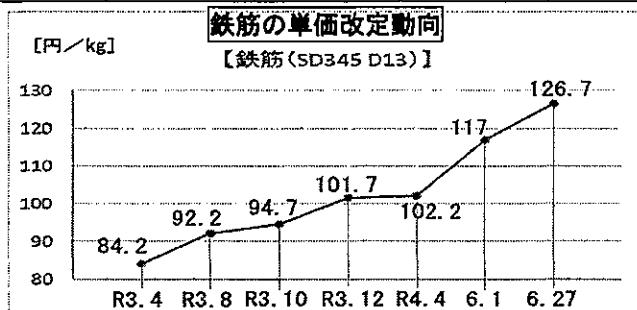
1 単価改定（県内）

主要資材では、生コンを4月に引き続き6月27日、7月27日、8月29日に改定、石材も6月27日、8月29日に改定。アスファルト合材は6月1日に引き続き8月29日に改定。

県内統一価格の鉄筋については、4月から急上昇しており、引き続き実勢価格を注視していく。

令和4年における資材価格の改定状況一覧(主なもの)

		主要資材 (135品×地区数)			一般資材 (約8000品)		
		資材名	地区別	変動額	資材名	品目数	変動率
令和 3年度	1月	アスファルト合材	全規格、全域	+300 (+1.7~3%)	鋼材類他	約120	-0.3~+21%
	2月	—	—	—	鋼材類他	約250	+5~26%
	3月	石材	東信、中信	+200~500 (+3.7~12%)	鋼材類	約60	+10~40%
令和 4年度	4月	生コン	伊那、北信	+900~1350 (+3.7~7.7%)	全品目	約2000	-9~+108%
	5月	石材	伊那	+200 (+4~4.3%)	鋼材類	4品	+10~15%
	6月1日	アスファルト合材	全域	+200~600 (+1~5.5%)	鋼材類他	約90	+10~19%
	6月27日	生コン	伊那他6地区	+1800~2500 (+7.8~13.6%)	鋼材類他	約1270	+0.1~32%
		石材	木曾他5地区	+250~1000 (+5.1~25%)			
	7月27日	生コン	東信他8地区	+1800~2400 (+8.3~13%)	鋼材類他	約140	-16~+44%
	8月29日	アスファルト合材 石材	全域 伊那、中・北信	+1000~1500 +200~500	鋼材類他	約80	-15~+22%



2 迅速な単価改定に向けた体制強化の継続

- 市場価格の急激な上昇を捉えるために、現地調査員を増員するとともに、事業者にアンケート調査を実施して最新の取引状況を把握している。
- 迅速な設計単価改定のため、積算システム改修作業時間の短縮化を継続する。

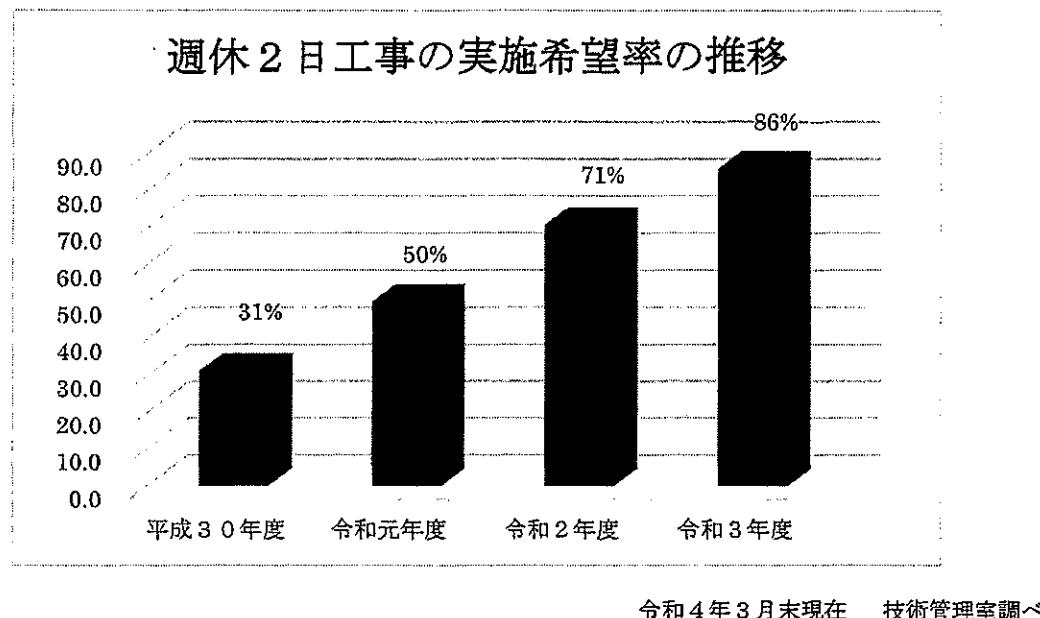
3 建設工事の対応

- 発注工事の積算に用いる資材単価は、最新単価を用いるよう発注機関に周知
- 契約工事は、スライド条項により最新単価に基づく請負代金に変更するよう発注機関に周知

週休 2 日工事の実施状況について

技術管理室

1 実施状況の推移（施工者希望型）



発注者指定型工事：R 1 年度 16 工事、R 2 年度 8 工事、R 3 年度 3 工事

2 週休 2 日工事の主な取組の推移

- | | |
|-------------|--|
| 平成 30 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> 施工者希望型導入 4 週 8 休の場合、変更で経費補正 <u>工事成績点加点</u> |
| 平成 31 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> 4 週 6 休、4 週 7 休についても変更で経費補正 4 週 8 休以上の場合、履行実績証明を発行 |
| 令和元年 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> 発注者指定型導入（当初から経費補正） |
| 令和 2 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧工事も施工者希望型の対象とする 補正係数の改定 |
| 令和 2 年 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> <u>週休 2 日工事の実績企業・技術者に総合評価の加点を実施</u> |
| 令和 2 年 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> <u>施工者希望型も当初から経費補正</u> |
| 令和 3 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> 市場単価も経費補正の対象 |

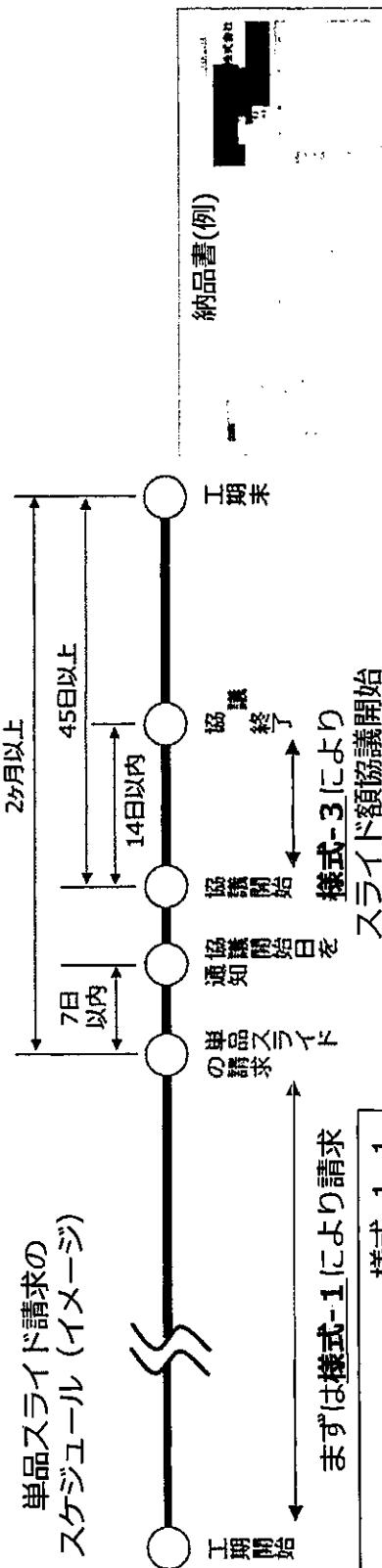
3 希望したが実施できなかった主な理由（R 3 工事）

- 災害箇所の早期復旧を図るため
- 地元より早期完成の要望があったため
- 河道内工事のため、渇水期施工が必要だった
- 協力会社との工程調整のため
- 新型コロナの影響で職人の確保が難航したため

単品スライド条項（契約書第26条第5項）



単品スライド請求の
スケジュール（イメージ）



様式-1-1

請求書		請付代金額と支拂料率計算書														
請求書		請付代金額	請付料率	請付額	請付内訳											
請付内訳		請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳

様式-1

請求書		請付代金額と支拂料率計算書														
請求書		請付代金額	請付料率	請付額	請付内訳											
請付内訳		請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳	請付内訳

※精算変更後、納品書等を添付
の上、実際の購入単価・数量
等によりご協議ください。

詳しくは、マニュアル等ご確認の上、発注機関にご協議ください。→

長野県 単品スライド

※上記請求書は生コンの例ですが
現場毎の数量が確認できれば
伝票全数は不要です。
※購入先から発行されない書類がある場合は、必要事項が証明
できれば良いため、発注機関に
ご相談ください。

国不建キ第18号
令和4年8月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和4年8月1日付け国不建推第16号・国不専建第25号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

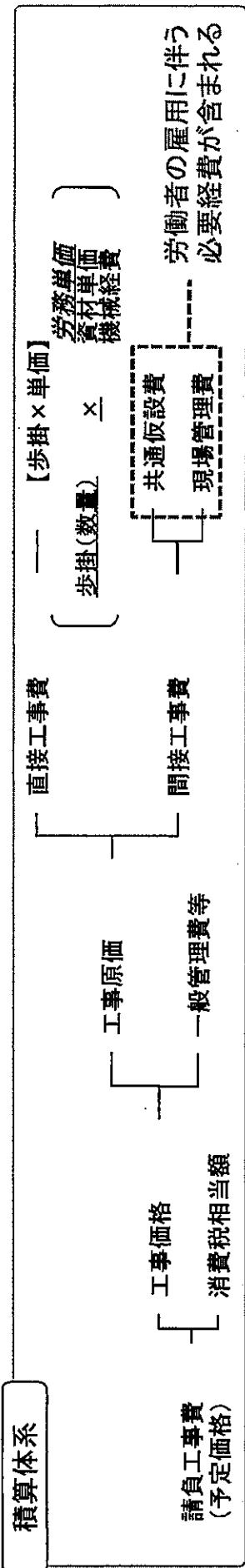
建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

国土交通省

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であつて、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない（必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される）
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

積算体系



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いらる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

労務費(賃金)	100%	(労働者が負担する保険料を含んでいます)
その他人件費 (必要経費)	23%	福利厚生費等 法定福利費、労務管理費 等
41%	18%	現場作業にかかる経費 安全管理費、宿舎費、送迎費 等

(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、
公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

対策

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価+必要経費

令和4年度 ICT 活用工事等への取組について

建設産業の生産性向上や、魅力の創出による担い手確保のため、ICT技術の活用に積極的に取り組みます。

1 令和3年度 ICT 活用工事の実施状況

	令和2年度	令和3年度
ICT 土工	45 件 (内発注者指定 10 件)	70 件 (内発注者指定 5 件)
ICT 補装工	8 件 (内発注者指定 1 件)	28 件 (内発注者指定 0 件)
その他	12 件 (内発注者指定 0 件)	17 件 (内発注者指定 0 件)
	65 件	115 件

2 令和4年度 ICT 活用工事の実施方針

- ・原則として、建設部が入札公告する全工事を対象とする
- ・ICT技術の一部活用を可能とする。
- ・適用工種を拡大してICT活用工事を推進する

3 適用工種

(1) ICT 土工	H3.0. 4. 1から
(2) ICT 補装工	
(3) ICT 作業土工 (床堀)	R1.10.1から
(4) ICT 付帯構造物設置工	
(5) ICT 法面工 (吹付工)	R2.10.1から
(6) ICT 地盤改良工 (浅層・中層混合処理)	
(7) ICT 地盤改良工 (深層混合処理)	R3.10.1から
(8) ICT 法面工 (吹付法枠工)	
(9) ICT 補装工 (修繕工)	R4.10.1予定
(10) ICT 構造物工 (試行)	
(11) ICT 構造物工 (橋脚・橋台) (案)	
(12) ICT 構造物工 (橋梁上部工) (試行)	
(13) ICT 基礎工	
(14) ICT擁壁工	
(15) ICT 小規模土工	

4 総合評価における加点

公告日時点で履行実績証明書の発行日から1年以内の実績を有する企業、および2年以内の実績を有する技術者が対象。(対象工事:予定価格8千万円以上)

誰もが働きやすい現場環境整備への取組について

建設産業を支えるために必要な担い手を確保していくことが課題となっており、将来の建設産業の担い手となる技術者の不足は、非常に深刻な問題となっています。

誰もが活躍できる、誰もが働きやすい魅力ある現場環境づくりを推進します。

1 取組

「誰もが働きやすい現場環境整備モデル工事（仮）」の試行に向け、現場で求められる取組内容を把握するため、現場での点検、意見交換を行いました。

2 実施日

令和4年8月18日（木曜日）

3 現場点検実施箇所

事務所	工事名	箇所名
上田建設事務所	令和3年度防災・安全交付金（道路）（加茂七）工事	（国）254号 上田市 東内～西内（欧都バイパス2工区）
佐久建設事務所	令和3年度防災・安全交付金（道路）工事	（主）佐久小諸線 佐久市 伴野～鳴頬（深町橋1工区）
	令和3年度河川等災害関連（可川）工事	（一）拔井川 南佐久郡佐久穂町 海頬

4 現場点検出席者

長野県建設業協会女性部会 5名 現場施工業者 主任技術者・現場代理人 5名 他

長野県建設女性の会 4名 長野県上田建設事務所 2名 長野県佐久建設事務所 4名

長野県建設局建設政策課 技術管理室 5名

5 現地での主な取組

- (1) 男性・女性用トイレの表示の明確化、エリア分け、施設設備、周囲からの目隠し板等の快適施設の設置
- (2) 現場事務所における業務スペースと休憩スペースの分離、また冷蔵庫、飲料水設備の設置
- (3) 工事現場への日陰施設の設置や冷蔵庫など熱中症対策の実施（現場事務所と離れている場合）

6 今後の予定

今年度は、建設現場の環境整備について設備等を選定し、モデル工事の試行要領を策定します。

次年度以降はモデル工事を実施し、「誰もが活躍できる、誰もが働きやすい魅力ある現場環境づくり」を推進します。



4 契検第45号
令和4年(2022年)7月4日

発注機関の長様
関係部局各課長

会計局長

長野県建設工事標準請負契約約款の一部改正について(通知)

標記について、下記のとおり一部改正しましたので、今後の事務処理に留意してください。

記

1 改正理由

- (1) 近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められているため。
- (2) 公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 適用期日

令和4年7月19日以降に公告する案件から適用

会計局 契約・検査課 契約企画係
(課長) 竹内 浩平 (担当) 篠田 夏樹
電話 026-235-7359
防災無線 8-231-3856
FAX 026-235-7472
E-mail keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)	建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)
1～6 (略)	1～6 (略)
<u>7 建設発生土の搬出先等</u> <u>(注) この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるどおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先の名稱及び所在地を定める。</u>	<u>(新設)</u>
8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり (略)	7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり (略)
9 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり (注) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号) 第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。	8 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり (注) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号) 第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。 (略)
18 (発注者の催告によらない解除権) 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。 四 引き渡された工事目的物に実体不適合がある場合において、その不適合が目的物を	(発注者の催告によらない解除権) 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。 四 引き渡された工事目的物に実体不適合がある場合において、その不適合が目的物を

改正後	改正前
除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。	除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶することを明確に表示したとき。	五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することを明確に表示したとき。	六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することを明確に表示したとき。
七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しないでその時期を経過したとき。	七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しないでその時期を経過したとき。
八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。	八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。	九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。	十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の号において同じ。）が次のいすれかに該当するとき。	十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の号において同じ。）が次のいすれかに該当するとき。
イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下の号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。 (削除)	イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下の号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。 (削除)
ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると	ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると

改正後	改正前
<p>認められるとき。</p> <p>二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>亦 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでいはずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいはずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合（ヘに該当する場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに応わなかつたとき。</p> <p>第48条の2以降 省略</p> <p>認められるとき。</p> <p>二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>亦 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>本 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでいはずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいはずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合（ヘに該当する場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに応わなかつたとき。</p> <p>第48条の2以降 省略</p>	

『現場説明事項・施工条件明示事項』から抜粋

令和4年8月1日適用版

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書 1-1-1-24 第3項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

- 本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携参照）。
- 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。
- 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。
- 発生物のうち一は、本工事の一に使用するので、施工方法等を協議すること。
また、発生物のうち一は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。
- 工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5)建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。
- 「長野県産業廃棄物3R実践協定（平成25年4月1日名称変更）」締結事業者（排出事業者）にあっては、本工事における「産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組状況等」について定めること。

(2) 建設発生土の搬出先等

搬出先の名称	処理方法	特記事項（所在地等）
		別添地図参照（地番等明記）

※搬出先を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。当初想定の場合は、受発注者協議等により搬出先を決定し、設計変更する。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- 受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- 受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- 再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊		
セメントコンクリート塊	無筋	
	鉄筋	
	二次製品	
建設資材木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

- 産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種別	処理場名	備考
木くず（抜根・伐採材）		
汚泥		

本通知を受け、会計局長から令和4年7月4日付け「長野県建設工事標準請負契約約款の一部改正について」が通知されている。（令和4年7月19日以降に公告する案件から適用）

「宅地造成及び特定盛土等規制法」公布：R 4. 5. 27

施行：公布の日から1年以内

国土交通省中建審第7号

令和4年6月21日

公共発注者の長 殿

中央建設業審議会会長 柳 正憲

公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、中央建設業審議会で審議を行った結果、同約款を別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の改正内容につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

○施行日について

今回の公共工事標準請負契約約款の改正部分は、令和4年6月21日から施行する。

○改正内容について

（1）契約書の記載事項について

危険な盛土等の発生を防止するためには、工事現場から発生する土の搬出先を明確化すること、特に公共工事においては、発注者が工事の発注段階で搬出先を指定する「指定利用等」を行うことが重要であることに鑑み、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることとした。

なお、発注者による指定利用等の実施にあたっては、指定しようとする搬出先が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正

後の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく都道府県知事等の許可を受けていることなど適正な搬出先であることをあらかじめ確認すること、また、工事の発注段階で暫定的に搬出先を指定する場合には、搬出先の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応することが必要である。

加えて、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（最終変更：令和4年5月20日閣議決定）」にも定められているとおり、建設発生土の運搬・処分等に要する費用については、適正に積算に反映しなければならず、契約締結後に予期せぬ運搬・処分費等の増加があった場合には、追加負担について発注者・受注者間で協議の上、必要に応じ、適切に契約変更を行う必要があることにも留意する必要がある。

(契約書関係)

(2) 発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大について

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

(第48条関係)

以上

建設産業における担い手確保・育成と 生産性の向上について

県資料11

指標の視点	事業・取組	取組・制度の概要・適用条件等		実績	実績予定
		R2年度	R3年度		
就労促進	・木造建築物の担い手確保に向けた啓発事業 ・建設系学科高校生を対象とした就労促進事業 ・2級土木・建築施工プロジェクト事業 受講者の合格率	・中学校へ大工技能者を派遣。匠の技に触れる機会の創出 ・建設系高校生に対し、現場見学・講習の実施 ・測量・設計・施工まで、一連のプロセスを実践 ・2級土木・建築施工管理技士・測量士補の実験準備講座を開催	9校 26校 778人 12校 1,946人 3校 1会場 (土木) —	11校 27校 743人 12校 3校 4校 4会場 (土木2種類1種類) 土木58.5% 建築50.0%	7校 12校 4校 6会場 (土木2種類1種類) 目標70%
人材の確保	・建設現場への中学校職場体験学習の受入 運休二日	・R3以前講座方式で千曲市中学校 3校 4回でモラル実施。 R4は他市町村や普通高校等への波及を図る。 ・4週5休に3点、4週6休に5点、4週8休に10点を加点 ・災害復旧実験等を要する工事、1週間未満の工事を除く全工事 発注時から週休2日割合の金額を見込み算出 ・災害時く全工事が対象。技術者実績0.25点+企業実績0.25点	985者 加点 817件(70.6%) 291件(9月~)	985者 加点 970件(85.8%) 310件(12月末)	1,082者 加点 継続
労働環境改善	・現場環境の改善 (快適トイレ、更衣室等) ・公共交通設計労務単価の改定(県内主要8職種単位平均) ・建設キャリアアシスト(CCUS)の登録促進 登録状況※1 ・CCUSの活用を評価する入れ (総合評価) R2~	・建築工事と災害復旧は除く8,000万円以上は原則求める。 8,000万円以下は受注者の希望による。 R4.4.1主要8職種平均21,850円/3年、前年比約2.1%上昇 ・3,000万円以上が対象。0.25点(R2.4~R3.9)は8,000万円以上	快適トイレ試行開始 21,400円(R3.4) 983所 5,468名 250件	快適トイレ試行開始 21,850円(R4.4) 2,027所 10,784名 157件(12月末)	継続 継続 継続 継続
人材の育成	・担当した技術者の名前を刻もうプロジェクト ・優良技術者表彰 一般部門 " 若手部門 ・若手技術者の配置を総合評価面で加点評価	・予定価格の89.5%~94.5%の変更割 ・国の工賃改定方針の設定を受け、R3.1.1に工賃改定方法を一部改定。最新の標準工賃方式により工賃金改定 ・最初の当面雇用の期間に賃料等を強化して早期の賃料改定に取り組んでいる。R4.6.27に生コンと石粉改定	4件 89人 20人 49件	4件 74人 21人 33件	継続 継続 継続 拡充
経営環境の安定	・失格基準等、低入札価格調査の改善 ・適正な工期設定 ・適時適切な設計金額の算定	・執行方針に平準化の取組方針を記載 委託業務は3月完了件数を既定の2割以下とする。 未契約競争や災害があると、3月完了が多くなる傾向	17.6億円を認定 588億円(実績) 工事549件 委託129件※3	30.5億円を認定 542億円(実績) 工事484件	継続 継続 継続 継続
平準化	・ゼロ墨線の活用 ・債務負担行為の活用 ・早期契約制度、フレックス工期の活用 ・平準化率※2	4~6月の工事平均新着件数 / 年度の工事平均新着件数 ・執行方針に平準化の取組方針を記載 3月完了件数を既定の2割以下とする。 R4.6.27に生コンと石粉改定	0.94	(算計中)	—
ICTの活用	・ICT活用工事の実施拡大 ・ICT活用工事を評価する入れ (総合評価) R2年9月~ ・遠隔監視の実施 (試行)	・対象工種の拡大(10工種) ・建築工事を除く8,000万円以上が対象。技術者実績0.5点 (R2.9~R4.3)は0.25点) + 企業実績0.25点	土工 45件 舗装 8件 ほか 12件 計65件 (法面等)	土工 72件 舗装 30件 ほか 13件 計115件 (法面等)	継続
規格の標準化	・BIM/CIMの実施拡大 ・BIM/CIM活用事業 (取組件数)	・全箇所対象 ・R4も高性能PCを配置し、環境を整備	試行開始 実施9件	23件	継続
生産性の向上	・コンクリート規格の標準化等による省力化	・令和4年度から補助事業等規模の大きな事業は原則別測量 段階からBIM/CIMを主導者指定型、業務でBIM/CIM活用し た事業は原則ICT施工として実施 ・各所轄庁2件以上を目標に、R3を上回る実施に向け取組	研修実施等 21件	実務者会議・総会 127件	会議・新会実績 推進
長野県の実績	長野県の実績に関する条例に基づく取組	取組方針は全96項目、取組方針を具体化するため要領等を整備し。実施可能なものは、順次、契約に反映させる。	取組方針に基づく入札制度等の改善		
その他	長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議	「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」の産業分野別会議に位置付け。建設業に係る19の取組をまとめた。	2回開催 (7月、2月)	1回開催 (裏面附録)	継続
	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画の取組	継続	継続	継続	継続

*1 國土交通省調査より (R2.5/R3.1.21時点、R3はR3.12.31時点)
 *2 平準化率=(4~6月の工事平均新着件数) / (年度の工事平均新着件数)

令和4年度 就労促進に係る取組の概要（実施予定）

担当 教育所	実施高校	項目	実施概要	時期(月)	期間	対象 学年	予定 人数	参加 会員	場所	協力団体
佐久	佐久平終合技術高等学校 (浅間キャンパス) 企画クリエイト科 環境共生コース	現場見学	建設現場見学会等(農村整備・インフラ整備等)	6月10日	1日	3年	18		佐久地域	建設業協会佐久支部・ 南佐久支部
		企業実習	インターンシップ	6月7~9日	3日	3年	希望者		佐久地域	建設業協会佐久支部・ 南佐久支部
		現場見学会	建設現場見学会等(農村整備・インフラ整備等)	10月末頃	半日	2年	21		佐久地域	建設業協会佐久支部・ 南佐久支部
上田	上田千曲高等学校	現場見学	現場見学	5月25日 (水)予定	1日	3年	39+2		東北信	建設業協会 上小支部
		企業実習 (ガーディング)	インターンシップ	7月下旬~8月 上旬	2~3 日	2年	39		各事業所	ハローワーク・建設業 協会
		資格関係講習 (施工管理)	学科試験準備講座(資格取得支援事業) 2級建築施工管理技士(学科)	8月上旬	3日	1年 2年 3年	希望者		長野市内	建設業協会 本部
		企業説明会		11月~12月	半日	1・2年	80+6		校内	建設業協会 上小支部
		意見交換・交流等		11月~12月	2時間	職員	6		建設業会館	建設業協会 上小支部
丸子修学館高等学校	丸子修学館高等学校	実務実習／現場 (測量設計等)	三次元測量、BIM/CIM講習	9月~11月	約2日間	2年 3年	25名 25名		校内	測量設計業協会 東信支部
		専門講習／室内 (測量設計等)	上記実務実習と合わせて実施							
		企業実習 (インターンシップ)	インターンシップ	8/1~17	約2日間	2年	16名		上田市内	ハローワーク (予定)
		資格関係講習 (施工管理)	2級土木施工管理技士(学科) 2級建築施工管理技士(学科)	夏季休業中 8/1~8/12	5日間	2年 3年	10名		長野市	建設業協会 本部
		行政説明会	行政説明会	通年	1時間	2年 3年	3名 3名		校内	上田建設事務所
諒訪	富士見高校		測量実習、ドローン講義・実習	10月or11月		3	13		富士見高校	長野県測量設計業協 会(南信支部)
伊那	上伊那農業高等学校	現場見学	建設現場	5月~8月	半日	全学年	希望者 20 20		上伊那地域	建設業協会伊那支部
		実務実習 (測量設計等)	先端測量技術	10月	半日	2年	20		本校校内	測量設計業協会南信支部
		実務実習 (工事施工等)	丁張実習	夏	1日	3年	20		上伊那地域	建設業協会伊那支部
		実技講習 (重機操作等)	大型重機体験	秋	半日	2年	20		本校校内	建設業協会伊那支部
		企業実習 (インターンシップ)	就労希望者の体験	夏or春	3日 以上	全学年	希望者		上伊那地域	建設業協会伊那支部 測量設計業協会南信支部
		資格関係講習 (施工管理)	土木施工管理士(10月)	8月	3日 以上	2、3 年	希望者		本校	建設業協会伊那支部
		建設技術実践プロジェクト	春日公園噴水跡地改修工事	6月~12月	6回	3年	20		春日公園	建設業協会伊那支部
		現場見学	建設現場	11月	半日	1年	20		箕輪町災害 復旧工事現場	建設業協会伊那支部
		企業実習 (インターンシップ)	就労希望者の体験	7月~8月	3日	2年	希望者		上伊那地域	建設業協会伊那支部
飯田	飯田OIDE長姫高校 (社会基盤工学科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	半日	2年	36		下伊那地区	建設業協会
		実務実習 (測量設計等)	最新測量器 実技講習会	6月	1日	3年	36		校内・周辺	測量設計業協会
		実務実習 (工事施工等)	松川アダプトプログラム	9月~12月	週1回 半日	3年	8		松川河川敷	
		実技講習 (重機操作等)	建設重機操作 体験講習会	12月or1月	半日	1年	41		校内	建設業協会
		企業実習 (インターンシップ)	インターンシップ	8月	2日	2年	36		下伊那地区	建設業協会 測量設計業協会
		行政職場体験	インターンシップ	10月	2日	2年	6		飯田建設事務所	飯田建設事務所
		専門講習 (工事施工等)	刈払機操作安全衛生教育講習	6月	1日	2年	36		校内	建設業協会
		一般講習 (全般)	建設現場安全教育実技講習会	9月	半日	3年	36		校内	建設業協会
		資格関係講習 (施工管理)	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	6月	1日	2年	40		校内	建設業協会 飯田建設事務所
		建設技術実践PJ	松川おいでなんしょプロジェクト (松川河川敷ランニングクロード舗装施工)	9月~1月	週1回 半日	3年	8		松川河川敷	建設業協会 測量設計業協会
	飯田OIDE長姫高校(建築科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	半日	2年	38		下伊那地区	建設業協会
		企業実習 (インターンシップ)	インターンシップ	8月	2日	2年	20		建設会社など	建設業協会 測量設計業協会

担当事業所	実施高校	項目	実施概要	時期(月)	期間	対象 学生	予定期 間(人)	参加 実績 (人)	場所	協力団体
		行政職場体験	インターンシップ	8月	2日	2年	8		飯田市 飯田建設事務所	飯田市 飯田建設事務所
		一般講習 (全般)	建設現場安全教育実技講習会	12月	半日	3年	38		校内	建設業協会
		一般講習 (全般)	講演会(女性技術者)(建築関係)	12月	半日	2年	38		校内	建設業協会
		資格関係講習 (施工管理)	2級建築施工管理技士補 試験準備講座	8月	2~3日	3年	38		校内	建設業協会
木曽	木曽青峰高校	実務実習 (測量設計等)	丁張実習	6月	1日	3年	32		校外	建設業協会 木曽支部
		専門講習 (測量設計等)	CAD実習	6月	半日	3年	16		校内	建設業協会 木曽支部
		実技講習 (重機操作等)	刈払い機安全技能実習講習	10月	半日	1年	26		校内	建設業協会 木曽支部
		専門講習 (測量設計等)	測量技術講習	10月	半日	2年	16		校内	測量設計協会 中信支部
		現場見学	砂防堰堤工見学	5月~11月	半日	3年	19		校外	建設業協会 木曽支部
安曇野	南安曇農業高校	工事現場見学	工事現場見学	7月28日	1日	1	40		別途候封 (市内)	建設業協会
		工事現場見学	舗装工事現場見学または橋梁工事現場見学	5月~6月	半日	2	25		別途候封 (市内)	建設業協会
		資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	7月~8月	3日	3	25		校内	建設業協会
		企業実習	インターンシップ	7月~8月	3日	2	41		中信地区	—
		行政職場体験	県・市町村	7月~8月	3日	2	41		中信地区	—
		現場実務実習	鉄筋結束	8月1日	半日	2	33		校内	建設業協会
		現場実務実習	型枠製作	9月8日	半日	2	33		校内	建設業協会
		実技実習	建設重機の運転実務	9月15日	午後	2	33		学校の 第2農場内	建設業協会
		展示	学祭での重機等の展示 (ロータリ除雪機、バネル)	10月2日	1日	—	—		学校	—
		専門分野講習	測量技術講習会、GNSS基準点測量	10月6日	1日	2	33		学校の 第2農場内	測量設計業協会
		現場実務実習	U字溝設置	10月20日	半日	2	33		学校の 第2農場内	建設業協会
		建設技術実践PJ	トータルステーション測量実習 校内通路のリニューアル	5月~6月	3日	3	8		校内	測量設計業協会
大町	池田工業高校	現場見学	建築現場を希望	9月	半日	2年	20		大北地域	建設業協会大北支部
		実技講習	重機体験等	9月	半日	2年	20		大北地域	建設業協会大北支部
		資格関係講習 (施工管理)	2級建築施工管理技士補 試験準備講座	8月	未定	3年	20			建設業協会大北支部
須坂	須坂創成高校	実技講習 (重機操作等)	バックホウ操作実習	7月下旬	半日	2年 3年	29 32		校内実習地	建設業協会 須坂支部
		実技講習 (重機操作等)	ICT機器測量実習	7月下旬	半日	2年 3年	29 32		校内実習地	建設業協会 須坂支部
長野	長野高専	現場見学	施工現場(内容相談)	11月	1日	3年 生	45名		県内	
		実務実習 (測量設計等)	現地での測量	11月	1日	3年 生	45名		県内	
		企業実習 (インターンシップ)	建設関係のインターン	7~9月 10月以降	5日間 4ヶ月 1ヶ月	年生 卒業 実習	数名		県内	
		行政職場体験	インターン	7~9月 10月以降	5日間 4ヶ月 1ヶ月	年生 卒業 実習	数名		県内	
		専門講習 (測量設計等)	実務者による講義	9~1月	別途 協議	5年 生	数名		長野高専	
		専門講習 (工事施工等)	実務者による講義	9~1月	別途 協議	4年 生	40名		長野高専	
		資格関係講習 (施工管理)	試験対策	7~8月	別途 協議	5年	数名		長野高専	
		企業説明会	業界セミナー、仕事の楽しさ	10~12月	別途 協議	1~4 年生	40名		長野高専	
長野県長野工業高等学校 (建築工学科)		現場見学	中~大規模の建築現場見学	11月25日	半日	新1年 新2年	40 41		北信地区	
		専門講習 (測量設計等)	積算実務講習	7月頃	3時間 × 2週	新2年	40		校舎内	県建設業協会

担当 事務所	実施高校	項目	実施概要	時期(月)	期間	定員 半年	予定 人数 (人)	参加 実績 (人)	場所	協力団体
長野県長野工業高等学校 (建築工学科)		専門講習 (工事施工等)	施工図講習	未定	3時間× 2組	新3年	41		校舎内	県建設業協会
		資格関係講習 (施工管理)	2級施工管理技士学科	夏期休業中	3日間	新2・3年	希望者		長野市内	県建設業協会
	長野県長野工業高等学校 (建築工学科)	現場見学	土木工事現場見学	通年	半日	全年	各40名		北信地区	建設業協会 長野支部
		企業実習 (インターフック')	企業実習	夏期休業中	1～3日	2年	希望者 約60名		北信地区	建設業協会 長野支部
		行政職場体験	職場体験	夏期休業中	1～3日	2年	希望者		県・市	長野県・長野市
		専門講習 (測量設計等)	UAV講習	10月	半日	1年	40		校内	市内企業
		専門講習 (測量設計等)	丁張設置研修	6月	1日	3年	38		校内	
		専門講習 (測量設計等)	土質試験他研修	5月	1日	3年	38		校内	市内企業
		専門講習 (工事施工等)	配筋研修	10月	半日	2年	39		校内	長野県鉄筋業協会
		専門講習 (工事施工等)	型枠設置研修	11月	半日	2年	39		校内	建設業協会 長野支部
		資格関係講習 (施工管理)	2級土木施工管理講習	8月	3日程度	2・3年	希望者		校内・市内	建設業協会 本部
		資格関係講習 (測量士補)	測量士補講習	4月	2日程度	2・3年	希望者		校内・市内	測量設計業協会
北信	中野立志館	業界説明会	測量設計分野、施工分野、公務員分野	10～11月	1時間／回	2年	39		校内	
		建設技術実践プロジェクト	裾花川河川敷整備	6月～12月	3h／日	3年	約12名		校内・校外	長野県
		意見交換・交流等	女性技術者との交流による入職促進	不定期	半日	全年	希望者		校内・校外	建設業協会 女性部会
	下高井農林	現場見学	管内工事現場	6月	半日	2	15		管内	建設業協会中高支部
		実務実習	ドローンによる測量等	9月	半日	3	13		学校	測量設計業協会北信支部
		現場見学	管内工事現場	11月	半日	3	13		管内	建設業協会中高支部

建設産業の次世代を担う人材確保の取組について

長野県建設部建設政策課技術管理室

- 建設産業従事者の減少と高年齢化が進行し、将来的には担い手不足となることが懸念
- 社会資本の整備・維持管理や自然災害への対応等を確実に行っていくためには、次世代を担う人材の確保が喫緊の課題
- ICTを活用した生産性向上や、週休2日・現場環境改善による働き方改革などの新たな建設業の姿を発信しながら、若い世代に建設産業の魅力を伝え、就労意欲を高める取組が必要

1 建設系学科高校生を対象とした就業促進

取組の目的

土木・建築等の専門教育を受ける高校生に対し、実践的・専門的な学びの機会を提供することで、県内の建設産業への就業を促進する

[参考] 建設系学科高校生の建設産業への就職割合 74% (R3卒業生)

実施体制

建設関係団体、教育機関、県など産・学・官が連携して取組を実施

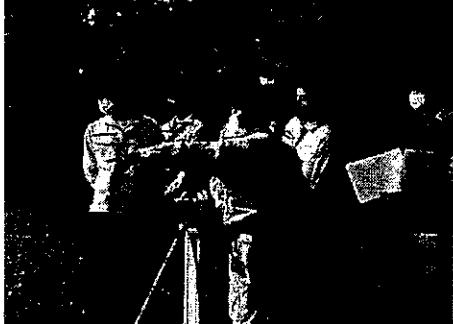
(1) 建設技術実践プロジェクト事業

建設産業の魅力を体感してもらうため、実際の建設現場を学びのフィールドとし、第一線で活躍する技術者の指導の下で、測量・設計から工事までの一連のプロセスを自ら実践する機会を提供

R4

上伊那農業高校

春日公園噴水跡地整備



測量 | 講師 長野県測量設計業協会

長野工業高校

裾花川ウォーキングロード整備



設計 | 講師 建設コンサルタント協会

飯田OIDE長姫高校

松川ランニングロード整備



施工 | 講師 長野県建設業協会

(2) 建設関係資格取得支援事業

入職後に必要な専門資格の取得を支援する試験準備講座を開催

R4

資格区分

開催日／対象校

8月2日(火)-3日(水)(延期)
南安曇農業高校

2級土木施工管理技士補

8月8日(月)-9日(火)
上伊那農業高校

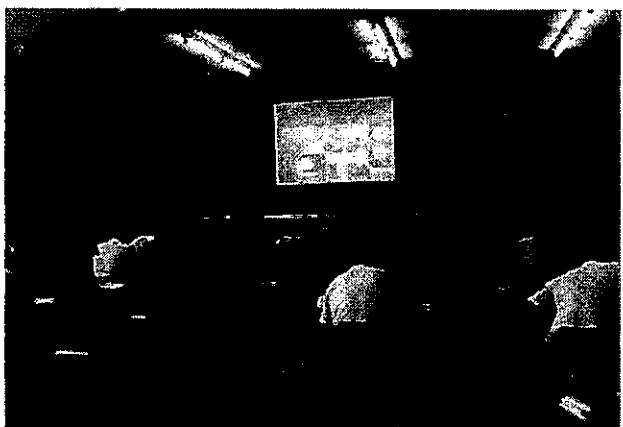
8月16日(火)-17日(水)
飯田OIDE長姫高校

2級建築施工管理技士補

8月16日(火)-17日(水)
飯田OIDE長姫高校

測量士補

4月2日(土)-3日(日)
長野工業高校



南安曇農業高校(リモート講座)

2 中学校の職場体験学習と連携した建設産業の魅力発信

取組の目的

建設産業の将来の担い手を持続的に確保していくため、より若い年代から建設産業を身近な職業として、興味、関心を抱いてもらうことが必要

中学生に建設現場や仕事の内容を知ってもらうことで、建設産業への就職を目指して高校・大学の建設系専攻科等へ進路選択する生徒を増やしていく

取組方法

中学校がキャリア教育の一環で行う「職場体験学習」と連携した取組とすることで、多くの学校や生徒との交流を促進する

職場体験学習とは

生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動（文部科学省）

【出前講座】学校での学習会方式



- ・建設業者が学校を訪問
- ・多くの生徒を対象に学習を実施

【職場体験】現場への受け入れ方式



- ・3日程度の間、数人の生徒を職場に受入れて仕事体験を実施

R4

- ・県教委を通し全県に取組の周知
- ・全県を対象に出前講座を実施予定
(千曲市、塩尻市等)

R4

- ・R5に向けた体験プログラムの検討
- ・教員を対象とした現地検討会（予定）

モデル事例

千曲市立履代中学校2年生 職場体験学習【出前講座】

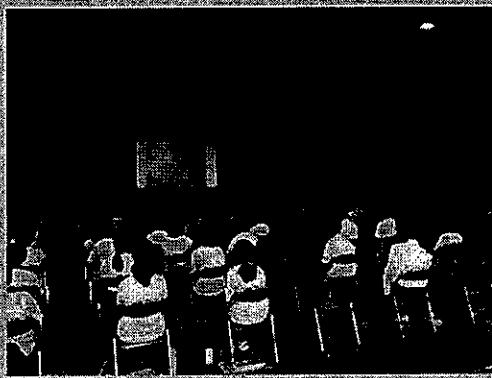
令和4年8月23日(火) 1~4時間目 講師：長野県建設業者協会（青年部会、女性部会）

災害対応－建設業の底力－

令和元年台風19号ドキュメント

新技術 体験

ICT建設機械のVR体験

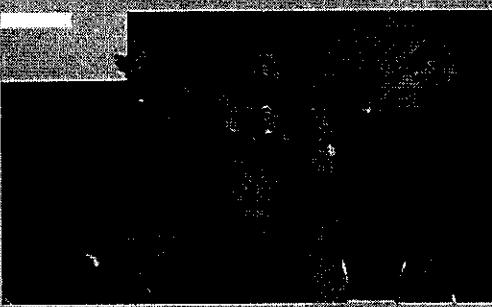


女性活躍の姿

建設業の仕事を内容を紹介

模型等を使った体験学習

ドローン実演、防災体験、除雪車見学など



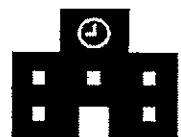
今後の取組

- ・モデル事例の実施内容を業界で共有し、全県へ広げる取組を推進
- ・教育委員会等と連携して、地域の建設企業と中学校とがつながる仕組みを構築し、更なる交流の機会を創出



建設産業の魅力を伝えるため

出前講座を開催しています



例

建設業の紹介 DVD

R元年台風19号
ドキュメント等



若手技術者、女性技術者への インタビュー

仕事、私生活…気になること等々



スケジュール例

第1部 8:40~9:30

- 建設産業の仕事紹介
(DVD、講話等)

第2部 9:40~10:30

- VR体験、模型実演
- 長野県建設部の紹介
- 質疑応答



住宅の耐震化実演

液状化の模型実演

令和3年度 3校4回開催!

千曲市 増生中学校

5月 3年生 約20人参加
7月 2年生 約110人参加

千曲市 更埴西中学校

11月 2年生 約100人参加

千曲市 屋代中学校

12月 2年生 約120人参加

令和4年度の予定

7月22日(金) 千曲市増生中学校

8月23日(火) 千曲市屋代中学校

随時募集中!!

お問い合わせはこちらまで

(一社) 長野県建設業協会
事務局 (担当: 大月)

〒380-0824 長野市南石堂町1230
TEL 026-228-7200
FAX 026-224-3061
E-mail ootsuki@choken.or.jp

長野県建設部 技術管理室

(担当: 滝澤)

〒380-0824 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7294
E-mail gjukan-kikaku@pref.nagano.lg.jp

少雪時における道路除雪工の固定的経費について

道路管理課

○少雪時における道路除雪工の固定的経費の設定

- ・令和3年12月24日付け国技建菅第10号の「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について(試行)」に基づき、県でも固定的経費を検討
- ・9月の契約審議会に説明し、今季から適用予定

